

令和元年度児童手当現況届について

令和元年度児童手当現況届の受付を下記のとおり行います。現在、児童手当を受給中の保護者の皆様は期間内に手続きを行ってください。

～現況届とは～

毎年6月1日における状況を把握し、児童手当を引き続き受ける要件を満たしているかどうかを確認するためのものです。現況届の提出がないと6月分以降の手当が受給できなくなりますので受付期限内の申請をお願いします。



必要な書類

- ・児童手当・特例給付現況届（受給者宛に郵送しております）
- ・印鑑
- ・受給者の保険証のコピー（社会保険の場合）
- ・別居監護申立書 及び 児童の住民票謄本（児童と住民票上の住所が違う方のみ）
- ・その他（状況に応じて別途書類が必要になる場合があります）



受付期間

令和元年6月3日（月）～ 令和元年6月28日（金） ※土日は除く



受付時間

8時30分～正午、午後1時～午後5時



受付場所

中城村役場 7番 福祉課窓口

※必要書類を福祉課窓口へ直接お持ちいただく、または

必要書類（記入・印鑑押印）を返信用封筒に入れて返送をお願いします。

※都合により上記日程内に提出ができない場合は、6月28日（金）までに中城村役場児童手当担当までご連絡をお願いします。



【お問い合わせ】

中城村役場福祉課

TEL 895-1738（内線264）